★すでに2024年度に他の奨学金について受給が決定している者および申請中（直接応募含む）の者は選考対象外。
★申請を希望する場合は、応募書類を準備の上、2024年3月5日（火）までに農学部・農学研究科教務係へ提出のこと。

公益財団法人 東京海上各務記念財団

2024 年度 ASEAN 奨学生募集要項

当財団は、1939 年に東京海上火災保険の会長であった各務鎌吉の遺志に基づき、広く社会に貢献する人材の育成および学術研究の振興を図ることを目的として設立されました。日本と ASEAN 各国の人材および学術の国際交流を図り、併せて友好と親善を促進するために奨学生の募集を行います。

1．応募資格

※現時点で面接に対応できる（研究内容まで説明できる）ほどの日本語能力がなくとも、これから習得する予定（意欲）があれば応募は可能です。
※面接は日本語で行われますが、途中から英語に切り替えてもらうことも可能です。現在の日本語レベルが選考に影響することはありません。

以下のすべての項目に該当し、大学推薦を受けた者

(1)ASEAN 加盟国※の国籍を有する私費留学生

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(2)財団が指定する大学の大学院修士もしくは博士課程に学位取得を目的として正規に在籍（予定）し、学業を継続する者（研究分野は限定しない）

(3)原則として、2024 年 4 月 1 日現在、修士課程（博士課程前期）専攻者は 30 才以下、博士課程（博士課程後期）専攻者は 35 才以下

(4)健康状態が良好で学業成績が優良である者

(5)日本語を精力的に学び、日本語でコミュニケーションすることを望む者。さらには、奨学生期間の修了時には N1 レベル到達を目指して取り組む意欲がある者。

(6)国際親善に関心があり、財団行事への参加および奨学生間の交流に意欲がある者（日本の文化にふれる会、奨学生向け合宿、ASEAN を知る会等）

(7)他の奨学金を受けておらず、今後他の研究支援金を申し込む予定のない者
但し「文部科学省外国人留学生学習奨励費」は重複可

2．採用予定数

指定 14 大学（東京大、一橋大、東工大、筑波大、東京外国語大、慶応大、早稲田大、上智大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大、北海道大、九州大）
より合計 6 名程度（前年採用実績 7 名）

3．奨学金の内容および支給期間（給付型につき返済不要）

(1)支給月額：180,000 円（年額 216 万円）

(2)支給期間
2024 年 4 月から正規専攻課程の最短修業年限の終期まで
但し、その終期を待たずに目的の学位を取得した場合は、その取得時まで

(3)給付方法
毎月当月分を本人口座へ振り込む
但し、初回は 4～6 月の 3 ヶ月分を 6 月に給付

4．応募方法

以下の書類を担当課経由で提出すること

※自己申告書については英語訳添付可
※授業料免除申請中（予定）で「申請中」に〇をつける場合でも、授業料は全額（44.65千円）として記入すること

(1)学資給与願／自己申告書／履歴書／身上書

(2)在学証明書（入学予定者は、入学許可書または合格通知の写）

(3)成績証明書~~（前年度・直前の修了課程のもの）~~ ※学部以降直近のものまで。別添の成績評価係数算出方法を参照の上、算出した成績評価係数を余白に鉛筆書きのこと。

(4)指導教官の推薦状（日本語・英語いずれも可）
(5)健康診断書（後日送付可）
(6)パスポート写し

５．応募締切

~~2024 年 4 月 4 日（木）（財団必着）~~　**農学部･農学研究科教務係への提出締切：2024年3月5日（火）**

６．選考、結果通知、授与式

第一次選考	書類選考		
	結果通知	4 月 17 日(水)	
第二次選考	面接	4 月 24 日(水)	詳細は本人宛にメールで連絡
	結果通知	4 月 25 日(木)	
採用通知		5 月 17 日(金)以降	メールおよび書面にて本人宛に通知
	※選考結果に関しての問い合わせには公平性の観点から答えられない		
奨学生証授与式		5 月 30 日(木) 12:00～16:00	東京にて開催
	※面接、奨学生証授与式は、首都圏以外の大学の学生の国内飛行機、新幹線代は財団負担		

７．奨学生の主な義務

(1)毎月、財団事務所またはオンラインで面談を行うこと
(2)参加必須の財団行事に出席すること
　①奨学生証授与式：2024 年 5 月 30 日（木）12:00～16:00　東京で開催
　②交流の集い（奨学生・現役&OBOG 懇親会）：毎年 11 月上旬　18:00～20:00　東京で開催
(3)3 か月ごとに、財団所定のレポートを提出すること

８．奨学金の休止、停止または廃止

(1)奨学生が休学、長期欠席したときは、学資の給与を休止、学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、学資の給与を停止
(2)奨学生が病気その他の理由により成業の見込みのないとき、学業成績または性行が不良となったとき、在籍大学の学籍を失ったとき、前記１に記載する応募資格を失ったときなどは、学資の給与を廃止
(3)当財団の奨学生同士が結婚したときは、何れか１名の学資の給与を廃止

９．その他

本要項に記載がない事項については、「ASEAN 諸国留学生学資給与規程」に定めるところによる

１０．財団のホームページ

URL: http://www.kagami-f.or.jp/

以　上

English translation for your reference

TOKIO MARINE KAGAMI MEMORIAL FOUNDATION

2024 Scholarship for ASEAN International Students in Japan

Tokio Marine Kagami Memorial Foundation was established in 1939 on the basis of a bequest of Kenkichi Kagami, former chairman of Tokio Marine and Fire Insurance Co., Ltd., in order to promote the development of human resources and academic research that contribute to our society widely.

From the perspective of promoting international exchange of human resources and academics between Japan and ASEAN countries, as well as promoting friendship and goodwill, the Foundation will recruit ASEAN International scholarship students as follows.

1. Eligibility for application
   (all the following conditions must be met)

(1) Privately financed international students with nationalities from ASEAN countries, including Brunei, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, and Vietnam

(2) Those who are officially enrolled (or will be enrolled) in the graduate school master's or doctoral program of a Japanese university designated by the foundation for the purpose of obtaining a degree and will continue their studies at the enrolled university throughout the designated period. There is no designated field of study.

(3) Age Limit as of April 1, 2024:
30 years old or under for Master's Program Students
35 years old or under for Doctorial Program Students

(4) Good health condition and excellent academic performance.

(5) Those who proactively learn Japanese with initiative and attempt to communicate in Japanese, and those who have the desire to work towards achieving (Japanese) N1 level by the end of the payment period.

(6) Those who are interested in international exchange and are willing to actively participate in Foundation events and exchanges between the scholarship students.

(7) Those who have not received other scholarships and must not be receiving any other scholarships, except "The Monbukagakusho Honors Scholarship for Privately-Financed International Students".

2. Designated 14 Schools in Japan

University of Tokyo, Tokyo Institute of Technology, Hitotsubashi University, Tsukuba University, Tokyo University of Foreign Studies, Waseda University, Keio University, Sophia University, Kyoto University, Tohoku University, Osaka University, Nagoya University, Hokkaido University and Kyushu University.

The number of new scholarship students is expected to be approximately 6.
FYI: 7 students were recruited in 2023.

3. Contents and Duration (no repayment required)

(1) Monthly Stipend

¥180,000- (¥2.16 million a year)

(2) Duration (as from April, 2024)

Minimum years required for graduation/completion. However, if the desired degree is obtained without waiting for the final period, it will be until the time of acquisition.

(3) Payment

At the beginning of each month, the scholarship will be transferred to the bank account. Transfers to other person's accounts are not allowed. However, the first scholarship for the three months from April to June 2024 will be provided in June.

4. Application method

Fill out the application forms provided by the foundation along with other required documents as below and submit them via your host university to the foundation.

(1) "Scholarship application", "Self-assessment form", "A curriculum vitae", "Personal statement"
(2) "Student registration certificate" (If you are planning to enter the university, "Copy of the admission letter" or "Pass notification of the university")
(3) "A transcript" (Transcript of the undergraduate school of your university if you are going on to a master's course, or a transcript of a master's course if you are going on to a doctoral course)
(4) "A recommendation from your academic supervisor"
(5) "A health certificate" (could be sent at a later date.)
(6) "A copy of the passport"

5. Application deadline

Thursday, April 4, 2024 (must arrive at the Foundation)

6. Selection / Result notification / Certificate Award Ceremony

[First selection] Document screening
Result notification on Wednesday, April 17 via email

[Second selection] Interview* on Wednesday, April 24
*Further details such as venue and time will be sent to the students individually.
Result notification on Thursday, April 25 via email

[Recruitment notification]
After Friday, May 17 by email and post
We cannot answer inquiries regarding the selection.

[Certificate Award Ceremony]
Thursday, May 30, 12: 00-16: 00 at Tokyo

For students outside the Tokyo metropolitan area, the round-trip Shinkansen ticket or airline ticket for both the interview and the ceremony will be borne by the Foundation.

7. Main obligations of scholarship students

(1) To meet monthly with Foundation personnel at the Foundation office or online.
(2) To attend the foundation events, which is mandatory.
 ① Certificate Award Ceremony as above
 ② Exchange gathering at Tokyo in early November
(3) To submit the prescribed report to the Foundation every three months.

8. Suspension, cancellation, or abolition of scholarships

(1) The scholarship payment will be suspended if the student takes a leave of absence or is absent for an extended period of time and the payment will be cancelled if the student is guided due to poor academic performance or misconduct.
(2) The scholarship payment will be abolished if the student is unlikely to succeed due to illness or other reasons, if his / her academic performance or behavior is poor, if he / she loses his / her academic record at the host university, or if he / she loses the application qualifications listed in 1 above.
(3) When the scholarship students of this foundation get married, the payment of one of them will be abolished.

9. Other

Matters not stated in this application guideline shall be as stipulated in the regulations of the Foundation.

10. Foundation homepage

URL: http://www.kagami-f.or.jp/

公益財団法人東京海上各務記念財団

ＡＳＥＡＮ諸国留学生学資給与規程

第1章　総　　則

（奨学生の資格）

第１条　本財団から学資の給与を受ける留学生（以下奨学生という）は、ＡＳＥＡN諸国の国籍を有し、私費で日本の大学の大学院博士もしくは修士課程に学位取得を目的として正規に在籍する者(以下それぞれ博士課程専攻者および修士課程専攻者という)で、次の各号に該当する者とする。

(1)　健康状態が良好で学業成績が優良であること。

(2)　他の奨学金を受けていないこと。

(3)　国際理解と親善に関心をもち、貢献を期すること。

(4)　奨学生採用時（毎年４月１日）の年齢は博士課程専攻者は満35歳以下、修士課程専攻者は満30歳以下とする。但し本財団が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

（学資の額および給与期間）

第２条　1.　奨学生に給与する学資の額は、月額180,000円とする。

2.　前項の学資の給与期間は奨学生として採用することを決定した学年の始期から正規の専攻課程の最短修業年限の終期までとする。但し、本財団が特別の事情があると認めたときは６カ月を超えない期間について延長を行うことがある。

第2章　奨学生の採用と学資の給与

（願書等の提出）

第３条　奨学生を志望する者は、次の各号の書類を提出するものとする。

(1)　学資給与願

（写真は最近撮影の半身脱帽のもの）

(2)　履　歴　書

(3)　身　上　書

(4) 大学院の在学証明書および成績証明書ならびに指導教授の推薦状
(5) 健康診断書

（採　　用）

第4条 1. 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定し、その結果を本人および在籍大学学長に通知する。

2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から4週間以内に誓約書を理事長あてに提出しなければならない。

（学資の給与）

第5条 学資は毎月一定日に、本財団事務所において本人に給与する。
ただし、特別の事情があると判断される場合には、便宜な方法により直接本人に送金して行うものとする。

（報告事項）

第6条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

（異動届出）

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに本財団に届け出なければならない。
ただし、奨学生が病気、その他の事由により届け出ることができないときは、在籍大学学長を経て届け出るものとする。

(1) 休学、復学、転学、留年、退学したとき。
(2) 停学、その他の処分を受けたとき。
(3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

（学資の休止及び停止）

第8条 1. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、学資の給与を休止する。

2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、第2条に定める学資の給与を停止する。

（学資の復活）

第9条 前条の規定により学資の給与を休止または停止された者が、その事由が止んで在籍大学学長を経て願い出たときは、第2条に定める学資の給与を復活することがある。

（学資の廃止）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると本財団が認めるときは、在籍大学学長の意見を参照して第2条に定める学資の給与を廃止する。

(1) 病気その他の理由により成業の見込みのないとき。
(2) 学業成績または性行が不良となったとき。
(3) 在籍大学で処分を受け学籍を失ったとき。
(4) 第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき。
(5) その他本財団が学資の給与を不適当と認めたとき。

（学資の辞退）

第11条　奨学生は、いつでも学資の辞退を申し出ることができる。

第3章　奨学生の補導

（奨学生の補導）
第12条　奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な補導を行うものとする。

第4章　補　　則

（実施細目）
第13条　この規程の実施について必要な事項は、別に定める。
（規程の変更）
第14条　この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経て行う。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

附　　則

この規程は、平成22年10月1日から適用する。

令和5年4月1日　　一部改訂（第2条第2項）

別紙

成績評価係数 計算方法

下記の計算式により小数点第二位まで算出（小数点第三位を四捨五入）した数字を成績証明書(写)に記入して下さい。

〔成績評価係数の算出方法〕（小数点第三位を四捨五入）

	成　績　評　価				
4段階評価（パターン 1）		優	良	可	不可
4段階評価（パターン 2）		A	B	C	F
4段階評価（パターン 3）		100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点～
5段階評価（パターン 4）	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点～
5段階評価（パターン 5）	S	A	B	C	F
5段階評価（パターン 6）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

〔計算式〕

（「評価ポイント３の単位数」×３）＋（「評価ポイント２の単位数」×２）
＋（「評価ポイント１の単位数」×１）＋（「評価ポイント０の単位数」×０）
――――――――――――――――――――――――――――――
総登録単位数

※合格の評価は加算しない。（係数値算出から除外）

ー奨学金申請時の心得についてー

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2019.02.01

1　申請の前に

・募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。(認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります)

・申請に必要な書類が手元にあるか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。

・他の財団に大学推薦または直接応募により申請中の場合は、**結果が未定でも新たに申請することは出来ません**。(ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます)

・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合はあらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2　申請書類について

・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たに願書を作成してください。

・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。（消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません）

・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考者（相手方）が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。

・書き損じた場合は修正液（テープ）や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。

・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。

・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。

・相手方に失礼のないよう、記入欄の７～８割を目安に記入するようにしてください。

・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし（数字なら０）」等と記入して下さい。

※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3　その他

・応募条件や申請書の書き方など、分からないことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。

・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ずあらかじめ所属部局の奨学金担当係に確認してください。

・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。